

「関電の原発マネー還流事件に関する質問・要望書」に対する回答について

【要望事項】

- 1 稼働中の原発の停止、高浜 4 号の 12 月中旬の原子炉起動中止、老朽原発（高浜 1・2 号、美浜 3 号）は再稼働をやめて廃炉にすること。これらを表明し、関電に求めること。
- 2 立地地元並みの「事前了解の権限」を含む安全協定を早期に結び、周辺住民の声を反映させて、まずは、原発を止める事実上の権限を得ること。

【回 答】

- 1 原子力発電所の再稼働や廃炉に関する許認可権限は、本県にはありません。
しかし、これまでから、原子力発電については、実効性ある多重防護体制の構築が道半ばであること、使用済核燃料の処理などいわゆる原子力の「静脈」部分が未整備であること、原子力発電所に対する県民の不安感が払しょくされていないことから、現状においては再稼働を容認できる環境にないと申し上げており、この考えに変わりはありません。
- 2 県も、万が一の原子力災害時に影響を受けるおそれのある自治体間で、安全対策への関与に差があるべきではないと考えています。
このため、これまでから原子力事業者に対し、立地自治体並みの原子力安全協定の締結を要請しており、今後も引き続き交渉を続けてまいります。
一方、原子力発電所再稼働に係る手続については、事業者と自治体との任意協定や慣例によるのではなく、明確に法令によりルール化をしておくべきと考えており、県としても国に対し引き続き強く申入れを行ってまいります。

【質問事項】

1. 今回の金品受領事件の究明について
 - (1) 今回の事件について、関電は 10 月 18 日に知事を訪問し、謝罪したとのこと。何を謝罪し、知事はどのように対応されたのか。
 - (2) 関電は知事や市長だけにではなく、公の場で住民に謝罪すべきではないか。
 - (3) 関電幹部の参考人招致等を実現し、実態を明らかにするよう、政府や国会に求めるべきではないか。

【回 答】

- (1) 関西電力副社長から、同社役員等が高浜町元助役から不透明な多額の金品を受領していたことについて、知事に対しお詫びと説明がありました。
知事からは、極めて遺憾で、公益性の高い電力事業への信頼を大きく失墜するものであり、深く憂慮すべき事案であるとの認識のもと、第三者委員会での調査に会社として真摯に対応されるとともに、再発防止に全力を尽くすこと、および現場の社員の士気が落ちないようにしっかりと対応されることを求めました。

- (2) 関西電力が判断されるべきことだと考えます。なお、10月18日の面会の際は、関西電力から、報道各社が取材する公の場で、滋賀県民に対するお詫びの言葉がありました。
- (3) 関西電力幹部の参考人招致等については、国会で判断されるものと考えます。会社から独立した第三者委員会で更に調査されるとのことであり、まずは会社として調査に真摯に対応されるとともに、再発防止に全力を尽くされることを求めます。

【質問事項】

2. 原発の運転停止を求めることについて

- (1) 朽木での住民説明会（2017年11月23日）や原連協で、原発の安全性について説明してきたのは、金品を受領していた大塚茂樹氏（当時原子力事業本部副事業本部長）。このような人物の説明は無効だと表明し、原発の運転を停止するよう求めるべきではないか。
- (2) 高浜4号の12月中旬の原子炉起動は認められない、と表明すべきではないか。
- (3) 稼働中の高浜3号、大飯3・4号の運転を停止すべき、と表明すべきではないか。
- (4) 老朽原発の再稼働反対と廃炉を求める、と表明すべきではないか。

【回答】

- (1) 関西電力の説明が無効であるとは考えておりません。今後も必要に応じて、安全対策や防災対策に係る説明を求めていきます。
- (2)・(3)・(4) 原子力発電所の原子炉起動、運転停止、再稼働や廃炉に関する許認可権限は、本県にはありません。
ただ、これまでから申し上げているとおり、原子力発電については、実効性ある多重防護体制の構築が道半ばであること、使用済核燃料の処理などいわゆる原子力の「静脈」部分が未整備であること、原子力発電所に対する県民の不安感が払しょくされていないことから、現状においては再稼働を容認できる環境にないとの考えに変わりはありません。

【質問事項】

**3. 立地並みの「事前了解の権限」を含む安全協定の早期締結について
「事前了解の権限」を含む安全協定を早期に結ぶべきではないか。**

【回答】

県としても、万が一の原子力災害時に影響を受けるおそれのある自治体間で、安全対策への関与に差があるべきではないと考えています。

このため、これまでから原子力事業者に対し、立地自治体並みの原子力安全協定の締結を要請しており、今後も引き続き交渉を続けてまいります。

一方、原子力発電所再稼働に係る手続については、事業者と自治体との任意協定や慣例によるのではなく、明確に法令によりルール化をしておくべきと考えており、県としても国に対し引き続き強く申入れを行ってまいります。

【質問事項】

4. 関電が警備員に署名を受け取らせたことについて

金品受領に対する社会的批判が強まる中でも、市民の声を無視する関電の対応は許せない。滋賀県からも関電に対し、市民に誠実に対応すべきだと伝えてほしい。

【回答】

署名の受け取り方法等については、関西電力が判断されるべきものと考えます。

滋賀県防災危機管理局

原子力防災室 担当：田中

TEL 077-528-3445

FAX 077-528-6037